

## 小山広域保健衛生組合建設工事請負業者選定要綱

令和4年10月31日

規程第5号

小山広域保健衛生組合建設工事請負業者選定要綱（平成23年規程第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、小山広域保健衛生組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいい、これらの者で構成する共同企業体を含む。以下同じ。）に必要な資格の審査並びに一般競争入札、指名競争入札及び随意契約をする場合の建設業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（資格審査等）

第2条 一般競争入札及び指名競争入札に参加する建設業者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査（以下「資格審査」という。）は、2会計年度ごとに行うものとする。ただし、新たに資格審査を受けようとする者があるときは、随時これを行うことができる。

2 資格審査を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）は、管理者が別に定める申請書及び添付書類を管理者に提出するものとする。

3 管理者は、前項の申請の期間及び方法をあらかじめ公示するものとする。

（入札参加資格の制限）

第3条 管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、入札参加資格を認めないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- (3) 組合を組織する小山市、下野市、上三川町及び野木町の市税、町税又は都

道府県税に未納がある者

(4) 法人の申請者にあつては法人税又は消費税に、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者

(5) 次のアからウまでに定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(6) 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）第1の第1号の2に規定する審査基準日が管理者の別に定める期間内にある経営事項審査（法第27条の23第1項の審査をいう。）を受けていない者又は受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(7) 前条第2項の申請書又はその添付書類のうち、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(8) 構成員に前各号に該当する者が存する共同企業体  
（入札参加資格の認定等）

第4条 管理者は、申請者が前条各号のいずれかに該当する者である場合を除き、小山広域保健衛生組合建設工事入札参加者資格審査会規程（平成23年規程第3号）第1条に規定する小山広域保健衛生組合建設工事入札参加者資格審査会（以下「資格審査会」という。）の審査結果に基づき、入札参加資格を認めるとともに、建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登録するものとする。

（資格審査結果の通知）

第5条 管理者は、資格審査を行ったときは、次のいずれか一以上の書類により当該資格審査の結果を申請者に通知するものとする。

(1) 建設工事入札参加資格審査結果（認定）通知書（別記様式第1号）

(2) 建設工事入札参加資格審査結果（不認定）通知書（別記様式第2号）

（入札参加資格の有効期間）

第6条 入札参加資格の有効期間は、次の各号に掲げる資格審査の区分に応じ、当

該各号に定める期間とする。

(1) 第2条第1項本文の規定による資格審査 第4条第1項の規定により入札参加資格を認定した日の翌年度の初日から2年間

(2) 第2条第1項ただし書の規定による資格審査 2年を超えない期間で管理者が別に定める期間

(入札参加資格の取消し)

第7条 管理者は、第4条の規定により入札参加資格を認めた申請者（以下「有資格業者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、資格審査会の審査結果に基づき、当該有資格業者の入札参加資格の認定を取り消すものとする。

(1) 建設業者でなくなったとき

(2) 第3条各号（第6号を除く。）のいずれかに該当する者となったとき

(3) 不正の手段により入札参加資格の認定を受けたと認められるとき

2 管理者は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、建設工事入札参加資格認定取消通知書（別記様式第3号）により当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 有資格業者は、第2条第2項の規定に基づく資格審査の申請時における申請事項のうち、管理者が別に定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を管理者に届け出なければならない。

(指名業者の選定)

第9条 指名競争入札における指名業者（管理者が指名競争入札への参加を指名する建設業者をいう。以下同じ。）の数は3以上（管理者がやむを得ないと認める場合にあっては2以上）とし、当該指名業者の選定は、有資格業者の中から行うものとする。

(随意契約における建設業者の選定)

第10条 随意契約における建設業者の選定は、有資格業者の中から行うものとする。

(指名業者の選定の留意事項)

第11条 前2条の規定により指名業者及び随意契約における建設業者（以下「指名業者等」という。）を選定するに当たっては、次の各号について留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (2) 建設工事の成績
- (3) 建設業者の保有している技術者の人数及び資格取得状況並びに手持建設工事への配置状況
- (4) 手持建設工事の状況
- (5) 当該建設工事に対する地理的条件
- (6) 当該建設工事の施工についての技術的適性
- (7) 労働福祉の状況

（建設工事請負業者選考委員会）

第12条 一般競争入札における入札参加資格要件の決定及び指名業者等の選定事務を行うため、建設工事請負業者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の規定に必要な事項は、小山広域保健衛生組合物品購入等契約事務取扱規程（平成23年規程第5号）第7条及び第8条を準用する。

（指名業者等選定の特例）

第13条 特に緊急を要する建設工事、特別の技術を要する建設工事その他の特別の事由がある建設工事は、第9条及び第10条の規定にかかわらず、指名業者等を選定することができる。

（守秘義務）

第14条 委員会の委員その他委員会の事務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和5年度以降に締結する建設工事請負契約に係る建設業者の資格審査及び選定から適用する。